

目指す姿

複合課題への対応力が向上するとともに、地域のつながりや支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている

高知家地域共生社会シンボルマーク
県民みんながお互いに寄り添い支え合うことで、安心して暮らし続けることができる『高知家地域共生社会』の実現につながることを「こうち」の文字で表現（R5.10.7県民投票で決定）



政策目標	基準値	現状値(R7)	目標値(R9)
孤独感を感じる人の割合 <b>S</b>	20.7%（全国値）	14.4%	10%

「高知型地域共生社会」とは

令和4年度から「高知型地域共生社会」の取り組みを推進！

地域共生社会の理念
制度・分野の「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、人と人、人と資源が相互につながり、支え合うことで、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- 令和4年10月の全市町村長、全社会福祉協議会会長、知事による「高知家地域共生社会推進宣言」を実施。
- 令和5年10月には、42の民生委員児童委員協議会と56の民間企業・団体が共同宣言に参画（R7.12月末時点宣言企業・団体数：95）

オール高知で取り組む機運の高まり

<高知型地域共生社会の実現イメージ>

分野横断的に取組を推進！

柱1 行政主体の「たて糸」

市町村の多機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進

- 断らない相談窓口
- 多機関協働型の支援チーム
- アウトリーチ等を通じた継続的支援

柱2 地域主体の「よこ糸」

「つながり」を実感できる地域づくり

- 人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり
- 地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大
- 県民の理解促進と参画意識の醸成

地域共生社会の拠点として、あったかふれあいセンターを活用

※令和6年度からは孤独・孤立対策も一体的に推進

「高知型地域共生社会の実現」に向けた「たて糸」と「よこ糸」の取り組み

市町村の多機関協働型の包括的な支援体制の整備（たて糸の取り組み）

全市町村での体制整備と福祉保健所や高知県社会福祉協議会と連携しながら支援体制の実効性の確保を目指す。

【断らない相談窓口】

- 高齢、障害等の各分野の相談支援について、本人や世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、課題を整理し、利用可能なサービス等の情報提供等を実施



【多機関協働型の支援チーム】

- 最初に受け付けた相談窓口だけでは解決が難しい複雑化・複合化したケースに対して、市町村全体として伴走支援ができる体制を整備
- 防災と福祉の連携を推進し、平時から災害時にも有効な体制を構築

【アウトリーチ等を通じた継続支援】

- 複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人などに支援を届ける



つながりを実感できる地域づくり（よこ糸の取り組み）

つながりを実感できる地域づくりを推進し、誰一人取り残さない、つながり支え合う「高知型地域共生社会」の実現を目指す。

1 人と人とのつながりの再生に向けた支援ネットワークづくり

- 郵便局等の民間事業者と民生委員・児童委員との見守りネットワークの拡大 など



2 地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大

- 農福連携や子ども食堂など、地域資源を活用した居場所や社会参加の場を拡大



3 県民の理解促進と参画意識の醸成

- 登下校の見守りや避難訓練、清掃活動、日々の挨拶など、人と人との「かかわり」を通して、助け合える地域社会を形成





目指す姿 複合課題への対応力が向上するとともに、地域のつながりや支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている

KPI	基準値	現状値(R7)	目標値(R9)	KPI	基準値(R5)	現状値(R7)	目標値(R9)
<b>新</b> 【第2階層】多機関協働による支援につながったケース件数 <b>B</b>	96件(R6)	130件(見込)	165件	【第2階層】社会活動参加率 <b>B</b>	43.2%	48.3%	50%
【第2階層】地域の支え合いの力が弱まっていると感じる人の割合 <b>S</b>	53.9%(R3)	41.7%	50%以下	【第1階層】高知家地域共生社会推進宣言企業・団体数 <b>S</b>	56	95	100

現状と課題

- 行政主体の「たて糸」**
- 市町村長訪問や研修等を通じて、国の重層的支援体制整備事業を活用した包括的な支援体制の整備の取組が拡大している一方、重層事業の交付基準額の減少や交付金事務の負担増加を懸念して、事業実施を躊躇する市町村がある。
  - 重層事業実施の有無に関わらず、市町村において体制整備を進めることができるよう、取組状況や課題に応じた伴走支援を行う必要がある。
- 地域主体の「よこ糸」**
- オール高知の取組みとして高知家地域共生社会推進宣言企業・団体は増加(R7末:95)しているが、県民の行動につなげていくには、さらなる理解促進と参画意識の醸成が必要。
  - 「つながり」を実感できる地域づくりのさらなる推進に向け、宣言企業・団体の活動活性化、連携促進(孤独・孤立対策PF(プラットフォーム)の活用)が必要。

令和8年度の取り組み

(1) 多機関協働型の包括的な支援体制づくり (たて糸)

- 拡** 支援体制の取組状況や成果を定期把握、可視化しつつ、好事例を横展開することで、県全体の支援体制を強化
- 拡** 県社協と連携した後方支援（各種研修の統合やオンライン開催、多分野や市町村同士の連携促進による支援者支援）
- 拡** 防災との連携による平時から災害を見越した体制の構築

(2) 「つながり」を実感できる地域づくり (よこ糸)

① 人と人とのつながりの再生に向けた支援ネットワークづくり

- ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの推進
- 拡** 孤独・孤立対策PF等を活用した地域活動の事例共有・横展開
- 「地域共生社会講座」等を活用した県民・企業の理解促進
- 高知家地域共生社会推進宣言企業・団体の活動の活性化
- 新** 新たな地域活動の創出等に取り組む宣言企業・団体を支援
- 地域の消防団への見守り活動参画の呼びかけ

② 地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大

- 拡** 【高齢】住民主体のフレイル予防活動の推進 (KPI:住民全体のフレイル予防活動に取り組む市町村数：10市町村 (R9))
- 【高齢】多様な主体による生活支援の仕組みづくり
- 【障害】農福連携支援会議を核とした障害のある人等の就労支援の充実 (KPI：農業分野で就労する障害のある人等延べ2,920人 (R9))
- 【子育て】子育て世帯の孤立感や負担感の軽減に向けた子ども食堂の取組への支援 (KPI：設置箇所数：150箇所 (R9) (R8.1月末：123箇所))

③ 県民の理解促進と参画意識の醸成

- ポータルサイト等を通じた地域活動の事例紹介

高知型地域共生社会の実現に向けた取り組みイメージ

柱1 行政主体の「たて糸」 多機関協働型の包括的な支援体制

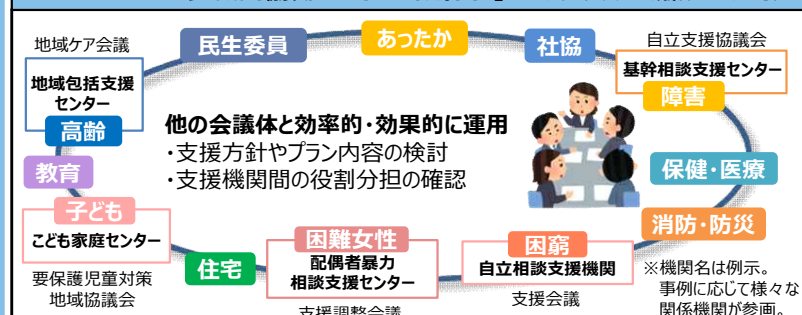


柱2 地域主体の「よこ糸」

「つながり」を実感できる地域づくり

- 1 人と人とのつながりの再生に向けた支援ネットワークづくり
- 2 地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大
- 3 県民の理解促進と参画意識の醸成

多機関協働による「支援体制」 ※既存制度の会議体を活用可能。



目指す姿 中山間地域を含め、在宅での生活を希望される方が必要なサービスを受けられる



KPI	基準値	現状値	目標値(R9)
<b>新</b> 【第2階層】受給者1人当たり月平均利用回数（訪問介護）	15.8回（R6）	- (16.3回(4～8月))	20回
【第1階層】中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金活用市町村数 <b>B</b>	19市町村（R4）	22市町村（R7）	全市町村
【第1階層】ICTを活用した高齢者見守りネットワークを整備している市町村数 <b>S</b>	10市町村（R4）	14市町村（R7）	15市町村

現状と課題

- 認知症高齢者や独居高齢者などの要介護高齢者の増加が見込まれることから、在宅で安定的に生活し続けられる介護サービスの確保が必要
- 中山間地域では、利用者が点在しておりサービス提供の効率が悪いと、経営面での不利があり事業者が参入しづらい。加えて、職員の確保も厳しい状況にあり、必要となるサービス提供量を確保するには、市部と中山間部の事業者間の連携等によるサービス提供体制の強化が必要
- 要介護状態でも地域で日常生活をおくるためには、地域住民や多様な主体による介護予防や生活支援、地域の支え合い活動の充実が重要
- 介護サービスが充足していない地域では、総合事業※を弾力的に展開し、高齢者を含む地域の多様な人材や資源を活用した生活支援の仕組みづくりが必要

※介護保険制度における「介護予防・日常生活支援総合事業」

市町村が中心となり、地域の実情に応じて多様な主体が参画して地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者の方に対する効果的かつ効率的な支援活動を可能とすることを目的とした事業

地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保

【介護事業所の加算取得への支援】

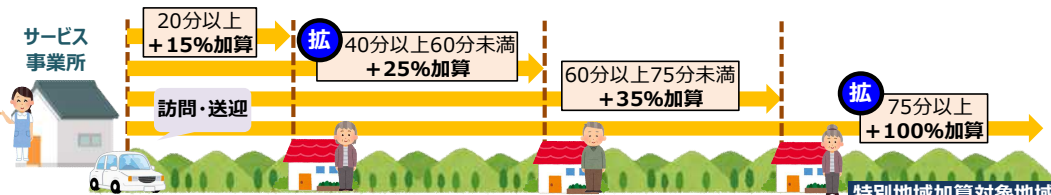
○介護職員等処遇改善加算実績（R7.10.1時点）

○中山間地域等小規模事業所加算（R7.8.19時点）

事業所数 A	処遇改善加算						未取得
	I	II	III	IV	計 B	(%) B/A	
1,216	503	313	204	69	1,089	89.6	127

対象事業所数	取得	未取得
45	9	36

【中山間地域介護サービス確保対策事業】



※ 新規雇用職員がサービス提供を行った場合には1年に限り5%を加算

※ 居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所が新規雇用職員に一時金と転居費用を支給した場合に補助

令和8年度の取り組み

（1）中山間地域等における訪問介護サービス提供体制の確保

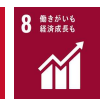
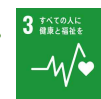
- 拡** 介護事業所の加算取得への支援（事業者団体等と連携した加算取得に向けた実践セミナーを開催し、各種加算の申請作業に関するきめ細かな助言等の支援を実施）
- 中山間地域に居住する利用者に対して遠方からサービスを提供する介護事業所への支援（**拡** 移動時間片道40分以上60分未満の補助対象区分の創設（25%加算）、75分以上の加算率の引き上げ（50%→100%）、船賃の補助）
- 市町村における地域の人材や社会資源を活用した多様な主体による生活支援の仕組みづくりを支援するため、アドバイザーによる伴走支援の実施
- 中山間地域等に所在する訪問介護事業所が行う新規雇用職員への一時金等支給に対する助成
- 拡** 事業者の協働化の取組への支援（アドバイザーによる支援）

（2）地域包括支援センターの機能強化

- 生活支援コーディネーターと連携した多様な主体による生活支援体制の構築に向けて職員研修を充実
- ICTを活用した在宅高齢者の見守り体制の構築を支援

目指す姿

職員が「働きやすさ」と「やりがい」を実感できる魅力ある福祉・介護職場となっている地域に必要な福祉・介護職員が確保され、多様な人材が支え手となって活躍している



KPI	基準値	現状値	目標値(R9)
<b>新</b> 【第2階層】 介護分野での有効求人倍率	2.43 (R6)	- (2.34(R7.1~10月))	2.12
【第1階層】 介護事業所のICT導入率 ※想定値 <b>B</b>	42.3%	51.7% (R7)	60%
【第1階層】 認証福祉・介護事業所数 <b>D</b>	223事業所 (R6.3)	228事業所 (R7)	550事業所
【第1階層】 学校の福祉教育の実施回数 (福祉人材センター) <b>S</b>	年間27回 (R4)	69回 (R7)	年間40回

現状と課題

- 福祉・介護人材の確保に向けて、デジタル化等による介護現場の生産性の向上、人材育成体制やキャリアパスの構築（職員が段階的にスキルアップしながら長く活躍できる職場づくり）、ネガティブイメージの払拭に向けた魅力発信、介護助手や外国人など多様な人材の参入促進などを総合的に展開
- 若手職員の所得向上にもつながる、①加算取得の促進、②デジタル化や協働化による生産性の向上、③職員の定着促進に取り組むにあたり
  - ▶ 取得可能な各種加算の確実な取得をサポートするため、具体的な助言や申請作業等に関する実践的な支援が必要
  - ▶ デジタル化や協働化を進めるためのノウハウが不足
  - ▶ 職員が長く働きつづけられる良好な職場環境の整備に取り組む事業所を県が認証しているが、認証取得の動機付けが弱く、取得の動きが停滞

令和8年度の取り組み

1 介護現場の生産性の向上

- こうち介護生産性向上総合支援センターによる事業所への伴走支援
- ICT・ロボット等導入経費に対する助成
- 拡** 事業者の加算取得への支援（事業者団体等と連携した実践セミナーの開催）
- 拡** 事業者の協働化の取組への支援（アドバイザーによる支援）

2 人材育成・キャリアパスの構築

- 拡** 福祉・介護事業所認証評価制度のさらなる推進（補助金の優先採択や研修費助成など事業者のメリット拡充）
- 新** 介護支援専門員（ケアマネジャー）の育成と確保（相談窓口・復職支援・研修の実施）

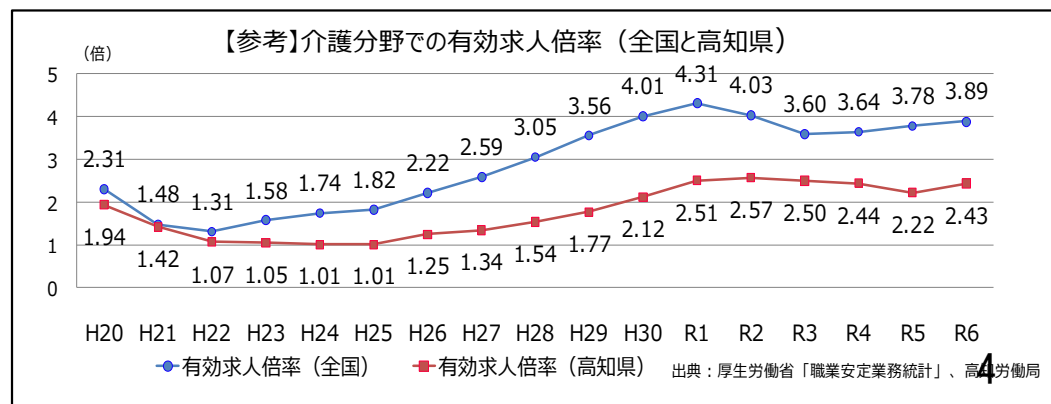


3 若い世代に向けた魅力発信（ネガティブイメージの払拭）

- 介護のしごとの魅力と誇りの発信（ふくしフェアの開催、PR動画配信等）
- 拡** 小中高校生への情報発信の強化（福祉系高等教育機関のPR）
- 福祉関係者と学校が連携した福祉教育の推進

4 多様な人材の参入促進

- 拡** 外国人介護人材の受入に関するセミナーの開催（監理団体や登録支援機関との連携）
- 外国人介護人材への日本語学習や海外現地での人材確保の取組への支援



目指す姿 障害を理由とする差別の解消を図り、障害のある人もない人も誰もが安心して暮らせる社会を実現する



※第3期高知県障害者計画(R5-R11)のKPI

KPI	基準値	現状値	目標値 (R11)
【第1階層】障害者差別解消法の認知度 <b>D</b>	48.2% (R4)	16.8% (R7)	80%※
【第1階層】ヘルプマークの認知度 <b>A</b>	25.6% (R4)	45.6% (R7)	65%※
<b>新</b> 【第1階層】高知県手話言語条例の認知度 <b>D</b>	13.6% (R6)	16.0% (R7)	80%

現状と課題

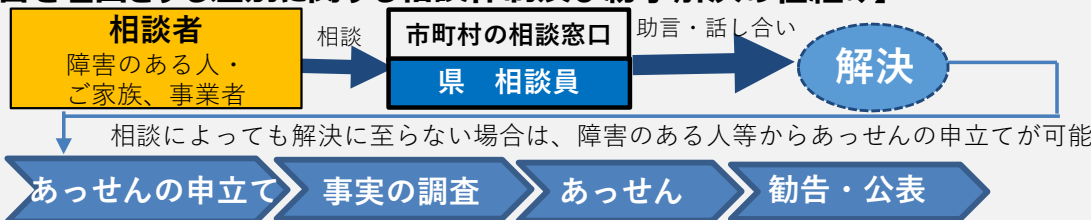
- 障害を理由とする不当な差別を受けたり、障害のない人を前提とした事物や制度等の社会的障壁、周りの人の理解不足によって、障害のある人が暮らしにくさを感じている状況がある
  - 法改正により、事業者による「合理的配慮※の提供」が義務化されたことから、今後、障害のある人や事業者からの相談の増加が予想される
  - 「手話が言語である」という認識は県民に普及しておらず、社会の中で手話を言語として使える環境や習得する機会が十分に整備されていない
- ※合理的配慮：社会の中にあるバリアを取り除くための対応（例：店舗出入口への簡易スロープの設置、障害特性に配慮したコミュニケーション方法での対応等（手話、筆談、読み上げ等））

「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」による取り組み推進

【目的】 【令和6年4月1日施行】

障害を理由とする差別の解消を図り、全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、障害の有無にかかわらず安心して豊かに暮らせる**共生社会の実現**

【障害を理由とする差別に関する相談体制及び紛争解決の仕組み】



「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例」による取り組み推進

【目的】 【令和6年12月26日施行】

手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及等を図り、ろう者を含む全ての県民が共生することのできる**地域社会を実現**

【基本理念】

手話の普及等は、ろう者を含む全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に図られなければならない

令和8年度の取り組み

事業者への普及啓発

- 事業者への合理的配慮の提供の義務化に関する周知啓発
- 人権啓発センターと連携した事業者向けの出前講座の実施

社会全体の普及啓発

- 県民への障害特性や必要な配慮に関する周知啓発
- 啓発動画やリーフレットを活用した周知啓発
- 啓発動画による小中高生への理解促進（「高知家まなびばこ教職員ポータルサイト」を活用した教職員への学習教材提供）

相談・紛争解決の仕組みの整備

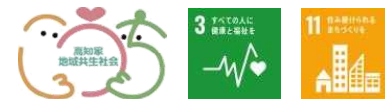
- 当事者や家族、事業者等からの相談対応、助言、市町村が相談を受けた困難事案への弁護士等との連携による後方支援を実施
- 相談対応に従事する市町村職員等の対応力の向上を図るための研修等の実施

手話の普及等の推進

- 手話の周知を図る動画（日常編、災害編、接客編、医療編）による、県民や事業者等への普及啓発を実施
- 手話を学ぶ機会の確保のため県職員を対象にした研修講座の開催や、企業・業界団体への出前講座などを実施
- 拡** 遠隔手話通訳の普及促進（県庁窓口に加え県立施設に拡大）<sup>5</sup>

目指す姿

- 児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応ができています
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが誰一人取り残されることなく、相談を受け適切な支援につながる相談支援体制が整っている



KPI	基準値	現状値	目標値(R9)
【第2階層】重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続 <b>A</b>	0件	0件 (R8.1)	0件
【第1階層】こども家庭センターの設置 [設置見込: (R6) 8 → (R7) 17 → (R8) 34] <b>C</b>	—	14市町村 (R8.1)	全市町村 (R8)
【第1階層】こども家庭福祉の実務専門性向上のための研修受講者 <b>S</b>	延べ470名 (R5)	521名 (R8.1)	延べ470名

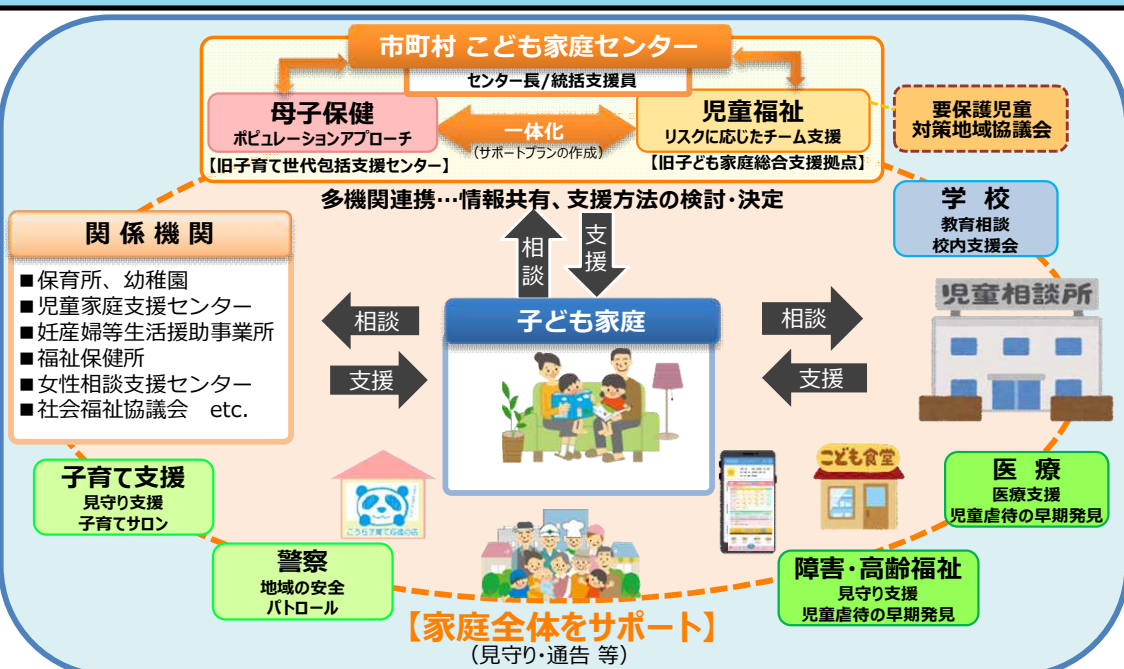
現状と課題

- 児童相談所における児童虐待相談受付・対応件数は一定の水準で推移
- 市町村におけるこども家庭センターの設置運営に向けて、人員配置など実情に応じた支援や統括支援員等の職員の専門性の維持・向上、サポートプランの策定に係る理解促進が必要
- 児童相談所職員の組織的な対応力と相談支援のための専門性の維持・向上が必要

【児童相談所による児童虐待相談対応件数】

区分	R2	R3	R4	R5	R6
受付件数	799	655	726	650	577
対応件数	583	452	501	448	420
対応件数 (全国)	205,044	207,660	214,843	225,509	(未公表)

包括的な相談支援体制のイメージ



令和8年度の取り組み

(1) 児童虐待の発生予防・早期発見

- 虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」やSNS相談窓口「親子のための相談LINE」の認知度向上のための周知啓発
- オレンジリボンキャンペーンを活用した官民協働の啓発活動の展開
- 予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する支援 (相談・同行・入居支援等)

(2) 市町村の支援体制の強化

- こども家庭センター設置運営にかかる経費補助や先行事例の紹介
- 統括支援員のマネジメント力や職員のアセスメント等の相談対応力の維持・向上に向けた研修等の実施
- 家庭支援事業 (家事・育児支援等) にかかる経費への補助

(3) 児童相談所の相談支援体制の強化

- 「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進
- 弁護士や医師等の人材活用による専門性の確保
- 一時保護所の体制充実 (看護師・児童心理司の配置)

「命を守る」  
避難支援

「助かった命をつなぐ」  
避難生活支援

「生活を立ち上げる」  
生活再建支援

課題	対策の方向性 <small>※印は地域福祉支援計画に位置付けあり</small>	具体的な取り組み
<b>個別避難計画の作成等</b> ■ 計画作成の促進・定期的な更新 ■ 計画の実効性向上	■ 福祉専門職の参画促進※ ■ 個別避難計画に基づく訓練の実施※	■ 福祉専門職の参画促進 ■ 地域本部や福祉保健所と連携し、市町村ごとに個別支援
<b>福祉避難所の体制整備</b> ■ 福祉避難所の確保 ■ 福祉避難所運営体制の実効性向上	■ 体制整備のための資機材整備、受援訓練の実施※ ■ 避難先確保対策の抜本的な見直し	■ 資機材整備や訓練実施を支援 ■ 検討会を立ち上げ、避難対象者や既指定施設の精査、対応策の検討
<b>DWATの体制整備</b> ■ 県内DWATの体制強化 ■ 受援力の強化	■ DWATチーム員の育成、強化※ ■ 受援体制の整備※	⑩ ■ 研修内容の拡充 ⑩ ■ 地域リーダーの育成 ■ 受援計画に基づく訓練実施
<b>社会福祉施設の防災対策の強化</b> ■ 施設の強靱化、資機材等の整備 ■ 発災後の事業継続	■ 防災用資機材の整備 ■ BCPに基づく訓練の実施 ■ 相互応援体制の強化	■ 資機材整備を支援 ■ 相互応援協定に基づく訓練実施
<b>被災者支援体制の整備</b> ■ 災害ケースマネジメント体制の構築 ■ 被災者の見守り体制の整備	■ 市町村における災害ケースマネジメントの体制整備への支援※ ■ 被災者の見守り体制の検討	■ 市町村担当者研修会開催 ■ 弁護士等との連携体制の構築 ■ 被災者支援に関わる団体との連携強化 ■ 見守り体制整備に向けた検討
<b>災害ボランティア、NPO等による支援体制</b> ■ 災害ボランティアセンター（VC）の円滑な開設、運営体制の確保 ■ 災害中間支援組織の整備	■ 災害VCへの支援体制の強化※ ■ 災害中間支援組織体制の検討	■ 社協職員の人材育成を支援 ■ ベースキャンプ設置に向けた検討 ⑩ ■ 災害中間支援組織の設置（県社協、関係部局）
<b>災害弔慰金等の審査体制の整備</b> ■ 市町村における審査体制の整備 ■ 市町村への支援体制の構築	■ 県による審査会開催支援 ■ 市町村における審査体制の整備	■ 県による支援体制の整備（要綱等の作成） ■ 審査委員候補者のリスト化、研修の実施 ■ 市町村事務マニュアル（案）の作成 ■ 市町村担当者研修会の開催

**保健・医療との連携強化**

- 医療救護計画への福祉の位置づけ
- 保健医療福祉調整本部訓練への参加
- 南海トラフ地震応急対策活動要領の見直し
- 災害時福祉支援計画（仮称）の策定 等

**対策全般で連携！！**

**さらに 臨時情報（巨大地震警戒）に備えた対策**

- 個別避難計画に臨時情報発表時の対応を追加
- 社会福祉施設の資機材整備の促進（再掲）
- 施設間の相互応援体制の強化（再掲）等